

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	西浅井まちづくりセンター 西浅井運動広場（運動場・テニスコート・グラウンドゴルフ場・体育館） 西浅井いきいきホール
---------	---

申請者	所在地	滋賀県長浜市西浅井町大浦 2590
	団体名	西浅井地区地域づくり協議会
	代表者氏名	山口 正之

指定管理料提案額	令和4年度：21,841,000円 令和5年度：21,841,000円 令和6年度：21,841,000円 令和7年度：21,841,000円 令和8年度：21,841,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	・地域住民が主体となった、地域資源を活用したまちづくり事業の実施。 ・地域振興や福祉生活を主とする各団体の支援。
(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	・個人、各自治会、連合自治会、地域づくり協議会が連携し、地域課題に向けて1人1人が積極的に取り組む。 ・地域づくり協議会は地域の声を行政に伝え、共に考え、共に行動することで住みよいまちづくりを目指す。
(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に対する考え方や基本方針	・多世代にわたる多様なニーズに応じた生涯学習の機会と場の提供。 ・生涯学習の場を通じて生まれる住民同士の交流と地域の結束を目指す。
(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に対する考え方や基本方針	・高齢化の中、一人暮らしの高齢者を支える事業「スマイルサポート西浅井」の事務局設置と事業支援。 ・空き家対策として、「西浅井空き家利活用サポート」の事業展開による空き家利活用と移住・定住の促進。 ・移住者増加に伴う少子化問題の改善。
(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に対する考え方や基本方針	・地協ニュースの発行、HP、SNSを活用した地域情報の発信。 ・各分野で長けた能力を持つ人材を発掘して講座等の実施、多種多様な文化・学習活動の場の提供。

(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	誰もが安心、安全に利用できるよう、日々の定期点検と利用者の使用日誌記入による施設の状態把握、不具合発生時の早期発見と修繕に努める。いきいきホールは無人であるため、こまめな現場確認と定期的かつ頻繁に利用する団体とコミュニケーションをとりながら状態を把握する。
(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	総合型地域スポーツクラブが当協議会の構成団体であることによる、スポーツ事業のスムーズな企画・運営。多種目に渡るスポーツ教室の実施と、共催による大規模なスポーツイベントの実施。
(8) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流事業、地域住民の多様なニーズを捉えた活動、地域の課題解決につながる活動などを、施設の機能を活かして展開する。</li> <li>・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える雰囲気をもった施設を目指す。</li> </ul>
(9) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協議会は、地域コミュニティの活性化のために活動する各種団体を包括しており、町の中核であるまちづくりセンターを運営する事により、地域住民のニーズや地域の課題に迅速に対応でき、円滑な地域づくりと町の発展をリードする。</li> <li>・まちづくりセンターを通じて各団体が連携、連絡をとりやすくなるため、地域づくり協議会を中心とした質の高い事業を展開することを目指す。</li> </ul>
(10) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う利用人数、サークル団体の減少。</li> <li>・各サークル団体や施設のPRチラシ発行、文化協会と連携してのサークル団体存続の支援。</li> </ul>

## 2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者や活動団体に対し、適切な接遇と助言能力を満たす人材を確保。</li> <li>・体育施設については、スポーツを通して地域住民に生涯学習の場を提供する能力を有する人材を確保。</li> </ul>

## 3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルディスタンスの保持、ガイドラインの遵守など、コロナ禍でも安心して来館できる施設づくり。</li> <li>・「きらりセミナー」などの一般向け講座からサークルへの発展をねらい、サークル活動衰退の打破と団体の定期利用を目指す。</li> <li>・施設の定期的なPRの強化と、子ども～一般向けを対象とした居場所提供の周知。</li> </ul>
-----------------------------	---

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり協議会構成団体との共催事業による協力体制の構築。</li> <li>・中学生の地域行事へのボランティア参加による郷土愛、ボランティア精神の育成。</li> </ul>
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり協議会の広報誌「地協ニュース」および、単体チラシでの、各種講座や活動報告、イベント案内などの掲載・発行。</li> <li>・ホームページに施設の詳細をわかりやすく表示し、市外や県外からも利用しやすい施設となるよう努める。</li> </ul>

#### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各サークル、教室、文化団体などの来館者からアンケートを実施してニーズを把握。</li> <li>・地域づくり協議会の部会開催で、定期的に各団体から意見を集める。</li> </ul>
(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所長が責任者として対応し、必要が生じた場合には市当局と速やかに協議し、対処する。</li> <li>・基本事項として、内容・問題点の明確化、経緯及び結果の記録、解決策の提案・交渉、合意した解決策の実施、防止策及び改善策の検証、以上をすみやかに行う。</li> </ul>
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者目線で施設づくりに励み、来館者の立場になって考え、業務に従事する。</li> <li>・明るい雰囲気と環境づくりで利用促進を図る。</li> <li>・フリースペースは誰もが気軽に集えるよう、備品設置やレイアウトを工夫する。</li> </ul>

#### 5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
-------------------------	-----------

#### 6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

#### 7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

#### 8 自主事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画	事業計画書のとおり
--------------------	-----------

## 9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員をはじめ、施設利用者に節電・節水等を呼び掛け、省エネに対する理解を深め、実際に取り組む気運を高める。</li> </ul>
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>長浜市の条例に準じる。</li> </ul>
(3) 休館日・開館時間の変更の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長浜市市民まちづくりセンター条例」、「長浜市民スポーツ施設条例」記載事項を遵守する。</li> <li>利用時間や開館・閉館日に変更の必要が生じた場合には、市当局と速やかに協議し、対処する。</li> </ul>
(4) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙 6-1-2 西浅井まちづくりセンター等維持管理 年間作業計画に記載。</li> <li>まちづくりセンター大ホール、体育館放送室に設置の、旧規格のワイヤレスマイクを新規格に移行。</li> </ul>
(5) 安全・安心への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が安心して施設利用ができるよう、こまめな日常点検を実施。</li> <li>コロナ禍の中、感染症対策をしっかりとり、参加者が安心して参加できるよう、事業を開催する。</li> </ul>
(6) 必要な有資格者の選任、配置方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲種防火管理者を配置。</li> <li>幼稚園教諭免許、保育士資格取得者を配置。</li> <li>元中学校教諭等の学職経験者を配置。</li> <li>日本体育協会公認スポーツ指導者を配置。</li> </ul>

## 10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報記録媒体は、事務室内の施錠可能な保管庫で管理する。</li> <li>個人情報の収集に当たっては、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段により必要最小限の情報に留める。</li> <li>個人情報の利用に当たっては、利用目的の範囲内を厳守する。</li> <li>本人の同意を得ず、個人情報の複写や第3者への提供はしない。</li> <li>パソコンや用紙の裏面使用による情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティに関する職員教育を行う。</li> </ul>
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員自らが率先して環境に配慮した言動に努め、施設利用者に対しても啓発し、理解と協力を求める。</li> <li>まちづくりセンター等の館内はすべて禁煙とする。</li> <li>施設利用者が館内で出したゴミは、原則として持ち帰りとする。</li> <li>ゴミの分別と資源ごみ仕分けの徹底。</li> <li>車両の運転は、急発進や急ブレーキを避け、環境に優しい運転を心がける。</li> </ul>

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<p>・別紙 6-1-3 西浅井まちづくりセンター等 危機管理マニュアル に記載。</p> <p>・西浅井いきいきホールについては職員が常駐しないため、日常点検を週に1回行うなどし、故障個所や不具合の早期発見に努める。また、施設内に緊急時の連絡先を掲示し、事故や災害があった場合に迅速に対応できるような体制をとる。</p>
------------------------------------	---

## 11 自由提案【審査基準：条例第4条第1号、第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民交流フロア「ぶらっと」をフリースペースとし、誰もが気軽に利用できる地域住民のつどいの広場とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1階フロア「ゆるり」、2階フロア「ぶらっと」、図書室などは常に来館しやすい環境を整え、小中高生の勉学の場、住民の交流の場として提供する。</li> <li>・まちづくりセンター事業、総合型地域スポーツクラブとの共催事業として体育施設を利用したスポーツ事業を開催し、スポーツ振興、運動能力向上、健康維持に貢献する。</li> <li>・まちづくりセンター窓口は誰もが訪問しやすいよう、明るいイメージを作り、住民の意見や要望に迅速に対応するよう努める。</li> <li>・協議会の役員に女性を置き、柔軟な意見を取り入れ、思考が偏らないようにする。</li> <li>・地域づくり事業に若者を入れ、主導権を持たせ、自由な発想と行動力で明るく元気なまちづくりを目指す。</li> </ul> </li> </ul>
(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部会、地域振興部会、福祉生活部会の3部会で、地域が抱える課題や要望などを効率よく解決し、事務局で集約して自分達が主体となって活動する。</li> <li>・常に町が明るくなるような企画を練り、子供達から高齢者まで地域住民が健全健康であるよう、取り組む。</li> <li>・子どもに親しまれるような行事を大事に考え、子どもの頃から地域に愛着を持ってもらえるような事業を展開する。</li> </ul>

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づき A4 版片面4枚以内で作成してください。

※審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことです。

## 事業計画書

### 1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第1号に掲げる「市民主体の住みよく特色のあるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域の特色を一番よく知る地域住民が主体となり、西浅井が誇る景観や歴史、自然、文化などの地域資源を活用し、地域住民の活躍する場を提供するまちづくり事業を実施することで、地域の活性化につながる支援を行います。また、地域振興や福祉生活を主とする各団体を地域づくり協議会が包括し、意見交換の場を設け、それぞれの分野の事業推進と支援を行います。

(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に掲げる「市民と行政による協働の取組の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域住民1人1人が地域の問題を考え、住民同士でディスカッションを行うことにより合意形成をはかり、地域づくり協議会はその合意形成をもとに民意を行政に伝え、施策に反映させるような取り組みが必要であると考えます。それにはまず、個人、各自治会、連合自治会の繋がりが重要であり、地域づくり協議会は連合自治会と連携をとって、地域の課題や住民の声を行政に届ける役目を担います。

住民個々が当事者意識を持ち、まちづくりへ積極的に参加することにより、住民、自治会、地域づくり協議会、行政が連携、協力し、共に考え、共に行動することで住みよいまちづくりを目指します。

(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に掲げる「生涯学習事業の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

まちづくりセンターは、誰もが気軽に来館し、気軽に生涯学習を学べる施設であり、子どもから高齢者まで、多世代にわたる多様なニーズに応じた学習の機会と場を提供することとします。

子ども達には学校では学ぶことのできない文化・スポーツを、中年層には仕事や子育ての息抜きになるような講座、教室を、高齢者には趣味、健康づくりといった、誰もが明るく生きがいを感じることのできる企画を立案し、実施します。

また、生涯学習の場を通じて人と人が繋がり、住民同士の交流が深まり、ひいては地域の結束が強まることも期待されます。

(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に掲げる「地域課題に対する住民の学習及び活動の支援」についての考え方や基本方針を提示してください（地域課題は明確に示してください）。

地域課題としてはやはり少子高齢化が問題となっており、特に一人暮らしの高齢者を支える取組みが必要とされます。現在西浅井町では助け合いの地域づくり推進事業として、「スマイルサポート西浅井」を立ち上げ、事務局をまちづくりセンターに置き、活動の支援をしています。

他に、空き家問題も深刻な状況となっており、空き家の維持管理にお困りの住民が年々増えています。こうした状況を踏まえ、地域づくり協議会では「西浅井空き家利活用サポート」を実施し、行政のふるさと移住交流室と連携をとりながら、空き家利活用、移住者受け入れを進めております。移住者が増えることにより、少子化問題も少しづつ改善されることを期待します。

(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に掲げる「地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくり」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域の情報発信については毎月1回地協ニュースを発行し、まちづくりセンターの行事、行政からの連絡事項、地域住民にとって必要とされる情報等を掲載して全戸に配布します。また、各団体が発行する印刷物についても依頼があった場合は配布し、地域の情報が全戸に届くようにします。

印刷物の他、HPやSNSを活用しての情報発信も行い、若い世代にも情報が行き届くようにします。地域の人材を活用した学習の拠点づくりについては、広報誌での呼びかけや、まちづくりセンターに集まる情報を駆使し、地域に埋もれる各分野で長けた能力を持つ人材を発掘して講座や教室を実施するなどし、多種多様な文化・学習活動の場を提供することを目指します。

(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に掲げる「体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施」に対する考え方や基本方針を提示してください。

総合型地域スポーツクラブが当協議会の構成団体であることにより、地域住民の運動意識やスポーツに関するニーズ、各世代の運動能力などの情報が把握しやすく、スポーツ教室や講座を開くにあたり、これらの情報を活かしたスムーズな企画、運営ができます。また、総合型地域スポーツクラブからの講師派遣による多種目に渡るスポーツ教室の実施、「奥びわ湖健康マラソン大会」のような、大規模な共催事業の運営が効率よく実施することができ、地域住民の運動能力向上や健康維持に貢献することを目指します。

(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に掲げる「競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供」に対する考え方や基本方針を提示してください。

競技場などの施設については誰もが安心して安全に利用できるよう心がけ、怪我や事故のないよう、日々の点検を徹底して実施します。利用者には必ず使用日誌を記入してもらい、利用者目線での施設の状況把握や不具合の早期発見に努めます。

設備器具についても同様で、定期点検を行い、利用者からのご指摘があった場合はすぐに確認し、早急に対応することとします。

特にいきいきホールは無人であるため、こまめな点検と現場確認を必要とし、定期的かつ頻繁に利用する団体などとコミュニケーションをとて、不具合があった場合の早期修繕、使いやすさの向上に努めます。

(8) 施設の設置目的をふまえて、施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

まちづくりセンターなどは、地域の住民が地域の特性を活かして自ら考え、まちづくりに取り組むことを支援する施設であり、また、個々の生活に潤いを与えるための活動の場を提供する施設でもあります。このことを充分に自覚し、まちづくりセンターでは、文化祭をはじめとした地域交流事業や、各子ども教室、一般向けの各講座などの地域住民の多様な学習ニーズを捉えた活動、地域の課題解決につながる活動などを、施設の機能を活かして展開します。

また、西浅井町には子どもの遊び場が少ないためか、まちづくりセンターを遊び場や勉強する場所として利用する子どもが多く見られます。子どもから高齢者まで、誰もが気軽に来館できるような雰囲気を心がけ、みんなに愛されるまちづくりセンターを目指します。

(9) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

当協議会は、地域コミュニティの活性化のために活動する各種団体、自治会、公共的団体を包括しており、団体間の活動内容や情報を共有する中で地域全体で地域の課題解決に向けた誰もが住みよいまちづくりを推進しています。地域の諸団体を包括する当団体が町の中核であるまちづくりセンターを運営する事により、地域における地域づくり活動を一体的に展開し、地域住民のニーズや地域の課題に迅速に対応でき、円滑な地域づくりと町の発展をリードしていく事につながる事と考えます。

また、イベントなどの共催事業は、まちづくりセンターを通じて各団体が連携、連絡をとりやすくなるため、そのメリットとこれまでの地域づくり協議会の実績を活かして、新たな工夫を加えながら企画から開催までロスのない、地域づくりのために質の高い事業を展開することを目指します。

(10) 施設の課題とその対応について提示してください。

人口減少に伴う利用人数、サークル団体の減少が課題で、サークル団体については高齢化も問題となっています。サークルを引き継いで運営する新しい人材も不足しており、消滅してしまうことも珍しくありません。これらの課題解決に向け、各サークル団体や施設のPRチラシ発行、新しいサークル発足の支援を行います。文化協会と連携しての既存サークルの存続支援、新規講座開催からサークル誕生までの支援を全面的に行い、施設の利用者数増加と団体利用増加をねらい、活性化を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

### ●組織体制

まちづくりセンター等の施設を管理運営するにあたり、次の職員体制で臨みます。

今回の指定管理では、体育施設を含む全ての施設の管理をまちづくりセンター所長、主事、事務職員、管理員が兼務で行うものとします。

体育施設については、まちづくりセンター職員の勤務時間内は職員が管理し、夜間等の勤務時間外は管理員が管理するものとします。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
所長	管理運営統括	甲種防火管理者 実務年数9年	常勤	通常勤務 8:30-17:15
主事	事業企画・施設管理	実務年数11年	常勤	通常勤務 8:30-17:15
職員 A	事業企画・窓口受付	実務年数7年	非常勤	通常勤務(週3日) 8:30-17:15
職員 B	事業企画・窓口受付	実務年数3年	非常勤	通常勤務(週3日) 8:30-17:15
職員 C	事業企画・会計事務	実務年数10年	非常勤	通常勤務(週1日) 8:30-17:15
管理員 A	施設管理・警備	実務年数2年	非常勤	通常勤務・夜間
管理員 B	施設管理・警備	実務年数2年	非常勤	通常勤務・夜間

#### (職員の採用計画)

開館時間内において、17時15分までは常時3名配置。

17時15分以降は、1名（管理員）配置。

所長、主事ともに、月曜日、第1・3日曜日を含め、週休2日を確保します。

職員（非常勤）は週3日ずつ交代で勤務します。

会計事務職員は週1日の勤務とします。

管理員は、まちづくりセンター開館時間外に、まちづくりセンターおよび体育館の利用がある場合のみ、交代で勤務します。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

社会教育施設としての役割だけではなく、地域コミュニティを進展させる拠点としての役割も担うため、来館者や活動団体に対し、適切な接遇と助言能力を必要とするため、これらを満たす人材を確保します。体育施設においては、スポーツの発展だけではなく、スポーツを通じた青少年の健全育成や高齢者の健康維持の場を作る事を目標とし、スポーツを通して地域住民に生涯学習の場を提供する能力を有する人材を確保します。（まちづくりセンター運営に実務経験のある者、総合型地域スポーツクラブに精通する者、防火管理者等当面必要な資格を有する者）

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

### 3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標を提示してください。

現在はコロナ禍の影響で利用者数が減少傾向にあり、劇的に回復することも考えにくく、令和4年度についても芳しくない数字でスタートすることが予想されます。施設としては、ソーシャルディスタンスを保ち、行政が示すガイドラインを遵守し、利用者が如何に安心して来館できるかを考えながら利用促進を図る必要があります。

まちづくりセンターについては利用低迷の原因のひとつとして、サークル団体の弱体化があげられ、これを打破する策として、サークル団体の存続支援、新規サークルの発足を目的とした生涯学習事業の実施を目指します。特に一般向けの講座、「きらりセミナー」では令和3年度に新規サークルに発展した実績があり、今後も期待できると考えます。また、広報誌などで施設のPRを定期的に行うとともに、子ども～若者には勉強部屋の提供、一般向けには居場所づくりのためのスペース提供などの周知をし、存在感と認知度アップを図ります。

### 【達成目標】

#### 西浅井まちづくりセンター

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和4年度	700 件	7,000 人	令和元、2、3年度のデータをもとに作りました。コロナ禍の中、低い数字からの目標となります。毎年新たな事業を開拓し利用者数を増やす事を目標とします。
令和5年度	720 件	7,100 人	
令和6年度	740 件	7,200 人	
令和7年度	760 件	7,300 人	
令和8年度	780 件	7,400 人	

#### 西浅井運動広場運動場

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和4年度	160 件	9,000 人	令和元、2、3年度のデータをもとに作りました。共催事業である奥びわ湖健康マラソンの参加者数を維持するとともに、市外からの利用者も増やす事を目標とします。
令和5年度	170 件	9,100 人	
令和6年度	180 件	9,200 人	
令和7年度	190 件	9,300 人	
令和8年度	200 件	9,400 人	

#### 西浅井運動広場テニスコート

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和4年度	30 件	160 人	令和元、2、3年度のデータをもとに作りました。テニス同好会が復活したこともあり、今後の利用者数の増加が見込まれます。
令和5年度	35 件	180 人	
令和6年度	40 件	200 人	
令和7年度	45 件	220 人	
令和8年度	50 件	240 人	

#### 西浅井運動広場グラウンドゴルフ場

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和4年度	15 件	1,000 人	令和元、2、3年度のデータをもとに作りました。天然芝の工事が完了して利用しやすくなつたこともあり、今後の利用者数の増加が見込まれます。
令和5年度	16 件	1,050 人	
令和6年度	17 件	1,100 人	
令和7年度	18 件	1,150 人	
令和8年度	19 件	1,200 人	

### 西浅井運動広場体育館

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和4年度	700件	17,000人	令和元、2、3年度のデータをもとに作りました。共催事業である奥びわ湖健康マラソンの参加者数を維持するとともに、市外からの利用者も増やす事を目標とします。
令和5年度	710件	17,200人	
令和6年度	720件	17,400人	
令和7年度	730件	17,600人	
令和8年度	740件	17,800人	

### 西浅井いきいきホール

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和4年度	400件	7,200人	令和元、2、3年度のデータをもとに作りました。コロナ禍ではあるが、いきいきホールの利用数は好調を維持しているので、今後も更なる増加を期待します。
令和5年度	410件	7,300人	
令和6年度	420件	7,400人	
令和7年度	430件	7,500人	
令和8年度	440件	7,600人	

(2) まちづくりに関係する地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください。

当協議会の構成団体には各種活動団体、自治会、公共的団体など、地域で活動するほとんどの団体が含まれており、全て一体となって地域づくりに取り組んでいます。各構成団体が実施する大きな行事のほとんどを共催事業とし、施設利用をはじめとする運営面での協力や事務的な支援を行い、互いに連携をとりながら友好関係を築いています。

ボランティアについては西浅井中学校に依頼し、中学生に「奥びわ湖健康マラソン」、「まちセン夏祭り」にスタッフとして参加していただき、地域の行事を通じて住民と触れ合いながら郷土愛、ボランティア精神の育成に努めます。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

当協議会が発行する全戸配布の広報紙「地協ニュース」の紙面を利用し、各種講座や活動報告などの周知を図ります。イベントについてはその都度単体でチラシを発行し、SNSも駆使して情報を発信、広く参加を呼びかけます。

ホームページでは全施設の詳細がわかりやすく表示されるよう工夫し、各部屋の利用料金、講座案内、イベント案内などを掲載し、市外や県外からも利用しやすい施設になるよう努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

#### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

##### (1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

各サークル、教室、文化団体などの来館者からアンケートを実施し、施設運営に対してのご意見や感想などを聞き取り、利用促進に取り組みます。

また、地域づくり協議会の部会開催などで各種団体の意見を定期的に聞きとり、問題点を整理してサービスの向上を図ります。

##### (2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応について提示してください。

苦情や提言については所長が責任者として対応し、必要が生じた場合には市当局と速やかに協議し、対処するものとします。

基本事項として、内容・問題点の明確化、経緯及び結果の記録、解決策の提案・交渉、合意した解決策の実施、防止策及び改善策の検証、以上をすみやかに行い、内容に応じた最善の対応に努めます。

##### (3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

職員は常に来館者の立場になって考え、来館者目線で施設づくりに励み、いかなる場合も窓口対応を最優先として日々の業務に従事します。

また、施設を清潔に保ち、備品等の配置を工夫し、明るい雰囲気と環境をつくり出すことで利用促進を図ります。

まちづくりセンター1階ロビーの憩いの場には、各種団体の活動情報掲示板や図書コーナーを設置し、診療所の来所者や庁舎の来館者が自由に交流できるスペースを確保します。また、2階市民交流フロア「ぶらっと」は常時オープンにし、TVや囲碁、単行本や乳幼児向けの遊具を設置し、多世代にわたり、誰もが気軽に集える場所を提供します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

特にまちづくり推進事業の提案については、3つ以上の事業提案を求めます（A4版・任意様式）。

### ①西浅井文化祭の開催 11月 参加人数400人/10日間

文化協会との共催で、文化発表会、文化展覧会を開催し、個人、サークル、子ども園、小中学生の発表と作品展示の場を提供します。

### ②奥びわ湖書き初展覧会 2月 参加人数1,000人/9日間

書の魅力を活かした地域振興事業として、長浜市の文化・芸術を図るとともに、市民の交流を深め、活気ある地域づくりを目指して開催します。

### ③春の作品展覧会 3月 参加人数200人/7日間

文化協会との共催で、個人、サークルの作品展覧会を実施し、日頃の成果を発表する場を提供するとともに、地域に向けて文化・芸術の魅力を発信する。

### ④スマイルサポート西浅井 通年

西浅井助け合いの地域づくり推進事業として、主に1人暮らしの高齢者を対象とした生活支援を実施し、住民同士の助け合いによる、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

### ⑤びわ湖のてっぺんプロジェクト 通年

奥琵琶湖魅力創出事業として、まちづくりセンターに事務局を置き、地域の景観や歴史、自然、特産品等の魅力を再発見し、地域住民の地域への愛着心を育て、各種団体や住民が主体となってまちづくり推進事業を実施します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

なお、必須的生涯学習推進事業である以下の①～③については必ずテーマごとに1つ以上の事業を提示すること。

### ①人権

西浅井地域人権学習協議会・研修会 6月 参加人数70人  
各自治会の人権学習会 通年  
人権週刊街頭啓発 12月 参加人数10人  
人権のつどい（演劇鑑賞） 12月 参加人数100人

### ②青少年健全育成

西浅井青少年育成会総会・研修会 5月 参加人数30人  
愛のパトロール 7月、11月 参加人数5人  
非行・被害防止活動 7月 参加人数5人  
ふれあいラジオ体操の推進 夏休み期間  
あいさつ運動・広報啓発活動 通年

### ③家庭教育

子ども書道教室 月2回 参加人数10人/1回  
子ども絵画教室 月2回 参加人数15人/1回  
子どもねんど造形教室 月2回 参加人数15人/1回  
子ども学び座 月2回 参加人数25人/1回  
ふれあい料理教室（老人クラブと共に） 8月 参加人数30人/1回

※小中学生を対象とし、子どもたちが趣味や特技を持ち好きなことに熱中できる時間を創設すると共に、将来日常の中で役に立つ技術を習得していただく事を目的とした事業を開催します。

④その他生涯学習推進事業

きらりセミナー 年5回 参加人数15人/1回

※一般を対象とし、各種講座を通して文化・芸術を体験し、参加者同士の交流を深める場を提供します。

あすなろ大学 年8回 参加人数25人/1回

※中高年者が自ら進んで参加し、体と頭脳を使って様々な講座を体験する事で、健康維持と人生の楽しさを味わっていただく事を目的とした事業を開催します。

ぶらり近郊歴史探訪 年2回 参加人数25人/1回

※地域内、または地域近郊の歴史、文化財を探索し、地域の魅力を再発見することで住民の郷土愛を深め、住民同士の絆を深めることを目的とした講座です。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条第2号】

(1) 管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

### ① スポーツ振興・健康づくり事業

管理施設の設置目的に合致したスポーツ教室、スポーツ大会、健康づくり講座や、子どもの体力向上、高齢者の介護予防を目的とした取組等、スポーツ振興や地域住民の健康増進に関する事業。

奥びわ湖健康マラソン大会 5月 参加人数2,500人/1日

※奥びわ湖スポーツクラブの主管、地域づくり協議会が共催として開催し、全国からランナーを迎えて西浅井の素晴らしい景観の中を走っていただきます。西浅井体育館を会場とし、地域ボランティアの交流を深め、住民のスポーツに対する意識を高め、健康増進を図ります。

健康新体操教室 月1回 参加人数20人/1回

※奥びわ湖スポーツクラブとの共催で、主に中高年者を対象とし、3B体操を基本とした健康新体操教室を開催し、健康維持、増進に努めます。

ノルディックウォーキング教室 年2回 参加人数20人/1回

※奥びわ湖スポーツクラブとの共催で一般を対象とし、年2回気候の良い時期に郊外に出かけ、ノルディックウォーキングを通して健康維持を促進します。

障害者スポーツ推進事業 月1回 参加人数20人/1回

※奥びわ湖スポーツクラブとの共催で、地域および近郊の障害者を対象としたスポーツ教室を実施し、エアロビクスやカヤック体験などを通じて、障害者がスポーツをする機会の提供を行います。

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 8 自主事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

まちセン夏祭り 8月 参加人数300人/1日

※まちづくりセンター全館を利用してお化け屋敷や夜店など、昔ながらの夏祭りを演出し、子どもから大人まで多世代にわたって交流していただく祭りを開催します。

にしあざい縁日 8月 参加人数400人/1日

※西浅井ふくしの会との共催で、いきいきホールを利用し、にしあざい縁日を開催します。

地域の主な各団体が共催事業として集結し、開催に向けて互いに協力し、親睦を深めます。

奥びわ湖ポップフェスティバル 10月 参加人数300人/1回

※地域の中高大生の軽音バンド演奏発表の場として、まちづくりセンターにステージを設置し、音楽を通じて青少年の育成と文化意識の向上を図るとともに、若者の交流の場を提供します。

敬老のつどい 11月 参加人数200人/1日

※西浅井ふくしの会との共催で、まちづくりセンター大ホールを利用して高齢者の交流の場を提供し、開催する事で、高齢者へのうやましい心を啓発します。

春の文化発表会 3月 参加人数150人/1日

※西浅井文化協会との共催で、まちづくりセンター大ホールにて、オーケストラや津軽三味線などの本格的なステージ鑑賞会を開催。地域の文化・芸術に対する意識を深めます。

子育て広場 年3回程度 参加人数20人/1回

※西浅井ふくしの会との共催で、まちづくりセンター多目的集会室にて、未就学児を持つ保護者を対象とした子育て支援事業を実施し、子育ての仲間づくりや情報交換ができる場を提供します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

職員をはじめ、施設利用者に節電・節水等を呼び掛け、省エネに対する理解を深め、実際に取り組む気運を高めます。

### 1 事務経費の節減対策

- (1) メモ用紙は、不要となった用紙の裏面を利用します。
- (2) 両面コピーを利用し、用紙の節約を図ります。
- (3) 文房具の管理を徹底し、無駄な購入を防ぎます。
- (4) 小修繕を心がけ、大規模改修の時期を遅らせます。

### 2 公共料金の節減対策

- (1) 冷暖房の温度調整を守ります。(冷房28°C 暖房18°C)
- (2) 節電、節水に協力を要請します。
- (3) 照明器具は、徐々にLEDに交換します。
- (4) 車両運転は、燃費優先走行を励行します。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

### 【達成目標】

西浅井まちづくりセンター

区分	単位	使用料（税抜）	利用料金(案)
大ホール	1時間	650円	650円
小ホール	1時間	190円	190円
視聴覚室	1時間	190円	190円
研修室A	1時間	190円	190円
研修室B	1時間	190円	190円
会議室1	1時間	95円	95円
会議室2	1時間	95円	95円
多目的集会室（全面）	1時間	375円	375円
多目的集会室（半面）	1時間	190円	190円
和室	1時間	190円	190円
調理実習室	1時間	280円	280円

(利用料金の設定根拠)

長浜市の条例に準じる

### 西浅井運動広場運動場

区分		単位	使用料(税抜)	利用料金(案)
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	375円	375円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		190円	190円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		190円	190円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		560円	560円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		745円	745円
	入場料等を徴収する場合		745円	745円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		190円	190円

(利用料金の設定根拠)

長浜市の条例に準じる

### 西浅井運動広場テニスコート

区分		単位	使用料(税抜)	利用料金(案)
コート 1面	入場料等を徴収しない場合	1時間	95円	95円
			95円	95円
			95円	95円
			190円	190円
			190円	190円
			95円	95円

(利用料金の設定根拠)

長浜市の条例に準じる

西浅井運動広場グラウンドゴルフ場

区分	単位	使用料(税抜)	利用料金(案)
長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	190円	190円
長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		95円	95円
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		95円	95円
長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		375円	375円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		95円	95円

(利用料金の設定根拠)

長浜市の条例に準じる

西浅井運動広場体育館

区分			単位	使用料(税抜)	利用料金(案)
アリーナ 全面	入場料等 を徴収しな い場合	長浜市内に住所(団体又は法 人にあってはその所在地)を有 するものがアマチュアスポーツ に使用する場合	1時間	930円	930円
		長浜市内の保育園等が乳幼児 等を対象に使用する場合		470円	470円
		長浜市内のスポーツ少年団が 少年団員を対象に使用する場 合		470円	470円
		長浜市内に住所(団体又は法 人にあってはその所在地)を有 するものがアマチュアスポーツ 以外の催物に使用する場合		1,390円	1,390円
		長浜市外に住所(団体又は法 人にあってはその所在地)を有 するものが使用する場合		1,860円	1,860円
	入場料等を徴収する場合				1,860円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場合		470円	470円

アリーナ 半面	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	470円	470円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		280円	280円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		280円	280円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		745円	745円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		930円	930円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		280円	280円
ビジタールーム	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	280円	280円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		190円	190円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		190円	190円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		560円	560円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		190円	190円
多目的ホール	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	95円	95円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		95円	95円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		95円	95円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		190円	190円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		95円	95円

(利用料金の設定根拠)

長浜市の条例に準じる

西浅井いきいきホール

区分	単位	使用料(税抜)	利用料金(案)
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	375円 375円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		190円 190円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		190円 190円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		560円 560円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		745円 745円
入場料等を徴収する場合			745円 745円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			190円 190円

(利用料金の設定根拠)

長浜市の条例に準じる

(3) 休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

「長浜市市民まちづくりセンター条例」、「長浜市民スポーツ施設条例」記載事項を遵守するとともに、利用者サービス向上に努めます。

地域の要望等によりまちづくりセンター等の利用時間や開館・閉館日に変更の必要が生じた場合には、市当局と速やかに協議し、対処するものとします。

(4) 維持管理業務仕様一覧の内容をふまえ、維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の具体的な内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について、標準的な年間作業計画を提示してください（A4版・任意様式）。なお、そのなかでは仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

別紙 6-1-2 西浅井まちづくりセンター等維持管理 年間作業計画 に記載。

まちづくりセンター大ホールおよび、体育館2階の放送室に設置のワイヤレスマイクシステムが、無線設備規則の改正により令和4年12月より使用不可となります。特に大ホールのワイヤレスマイクはイベント時には必ず使用があるなど、使用頻度が高いです。今後期日までに、旧規格から新規格への移行について、市と協議しながら進めていく必要があります。

(5) 安全・安心への配慮について提示してください。

利用者が安心して施設を利用できるよう、日々の日常点検は欠かせないものであり、不具合があつた場合、事故に繋がることが予測される状態が発見された時は迅速に対応することとします。特に体育施設は事故や怪我の発生しやすい場所であることから、床、壁、備品設備など、こまめな点検が必要となるため、業者委託、直営により安全・安心を配慮した維持管理に努めます。

また、今後もしばらく続くコロナ禍の中で、感染症対策をしっかりとったうえでの事業展開が必要となり、講座やイベント開催時に参加者が安心して参加できるよう、配慮します。

(6) 必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体において、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果について提案してください。

- ①甲種防火管理者を配置し、防火管理に努めます。
- ②幼稚園教諭免許、保育士資格取得者を配置し、未就学児などの対応をスムーズに行えるようにします。
- ③元中学校教諭等の学職経験者を配置し、青少年の育成と指導に努めます。
- ④日本体育協会公認スポーツ指導者を配置し、体育行事の開催、地域の運動能力向上に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組について、具体的に提示してください。

長浜市個人情報保護条例を遵守し、次のとおり対応します。

- ①個人情報記録媒体は、事務室内の施錠可能な保管庫で管理し、所長が管理責任者となります。
- ②個人情報の収集に当たっては、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段により必要最小限の情報に留めます。
- ③個人情報の利用に当たっては、利用目的の範囲内を厳守します。
- ④本人の同意を得ず、個人情報の複写や第3者への提供はしません。
- ⑤パソコンや用紙の裏面使用による情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティに関する職員教育を行います。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

持続可能な環境を保つため、職員自らが率先して環境に配慮した言動に努めます。また、施設利用者に対しても啓発し、理解と協力を求めます。

- ①まちづくりセンター等の館内はすべて禁煙とします。
- ②施設利用者が、館内で出したゴミは、原則として持ち帰りとします。
- ③ごみを処理する場合は、きめられた分別に従い、資源ごみを仕分けします。
- ④車両の運転は、急発進や急ブレーキを避け、環境に優しい運転を心がけます。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制、予防対策について、具体的に提示してください。

別紙 6-1-3 西浅井まちづくりセンター等 危機管理マニュアル に記載。

※西浅井いきいきホールについては、施設が離れた場所にあり職員が常駐しない施設であるため、日常の点検を週に1回行うなどして故障箇所や不具合の早期発見に努めます。また、施設内に緊急時の連絡先を掲示し、事故や災害があった場合に迅速に対応できるような体制をとります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 11 自由提案【審査基準：条例第4条第1号、第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について、自由に記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

当協議会の事務所である西浅井まちづくりセンターは、地域の中心部であり、地域住民、各種団体が交流を交わす場であり、それが結び合う場所であると考えます。当施設で行われる文化、スポーツ事業が住民に生き甲斐を与え、まちづくりセンターや体育施設に足を運び、生涯学習を学ぶ喜びを感じていただく事を理想とした施設の管理運営・事業の展開を行います。それには、若年層から高齢者まで全てを対象に日々、斬新な企画を練り、運営に至るまで職員全員が総力をあげ、地域住民のニーズに応えるよう、施設運営に努めます。

①市民交流フロア「ぶらっと」をフリースペースとし、子どもの遊び場、子育て世代の居場所、高齢者の憩いの場など、誰もが気軽に利用できる地域住民のつどいの広場とします。

②1階フロア「ゆるり」、2階フロア「ぶらっと」、図書室などは常に来館しやすい環境を整え、小中高生の勉学の場、住民の交流の場として提供します。

③まちづくりセンター事業、総合型地域スポーツクラブとの共催事業として体育施設を利用したスポーツ事業を開催し、スポーツ振興、運動能力向上、健康維持に貢献します。

④まちづくりセンター窓口は誰もが訪問しやすいよう、明るいイメージを作り、住民の意見や要望に迅速に対応するよう努めます。

⑤協議会の役員に女性を置き、柔軟な意見を取り入れ、思考が偏らないようにします。

⑥地域づくり事業に若者を入れ、主導権を持たせ、自由な発想と行動力で明るく元気なまちづくりを目指します。

(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

総務部会、地域振興部会、福祉生活部会の3部会から構成される当団体は、地域が抱える課題や要望などを、それぞれの部会の特徴を活かして効率よく解決し、事務局で集約して自分達の地域は自分達でつくるという意識を持って活動しています。また、まちづくりセンターにおいては常に町が明るくなるような企画を練り、子供達から高齢者まで地域住民が健全健康であるよう、取り組んでいきます。

若者の地域離れが後を絶たない状況ですが、子どもに親しまれるような行事を大事に考え、子どもの頃から地域に愛着を持ってもらえるような事業を展開し、今後も地域振興をリードしていく組織として、未来ある町づくりを目指します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことです。

## 西浅井まちづくりセンター等 維持管理 年間作業計画

1	西浅井まちづくりセンター 大ホール	P 1
2	西浅井運動広場運動場	
	テニスコート グラウンドゴルフ場	P 3
3	西浅井運動広場体育館	P 5
4	西浅井いきいきホール	P 8

西浅井地区地域づくり協議会

## 施設維持管理業務一覧 [西浅井まちづくりセンター・大ホール]

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、下記のとおりとする。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行う。また、建築物・設備・備品等に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに当市に報告する。(建物の外壁・屋根、長浜市役所西浅井支所との共用部分を除く)

### 1. 建築物の維持管理

業務	内容	周期	備考
外観点検	内装の仕上げ材の浮き・ひび割れ・はがれ、 かびの発生等の状況を確認 金属部分の腐食状況を確認	1回／月	
落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	随時	

※建物の外壁・屋根、長浜市役所西浅井支所との共用部分の維持管理については、当市において行う。

### 2. 建築設備の維持管理

業務	内容	周期	備考
電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時	

### 3. 舞台設備・ホール客席いすの維持管理

業務	内容	周期	備考
機構設備保守点検	機構設備（つり物）の保守点検	1回／年	
照明設備保守点検	照明設備の保守点検	随時	
音響設備保守点検	音響設備の保守点検	随時	
映像設備保守点検	映像設備の保守点検	随時	
客席いすの点検 (移動席・288席)	客席いすの破損等の有無を確認	稼働日	

### 4. 備品等の維持管理

業務	内容	周期	備考
備品の維持管理	備品管理簿の管理 備品の維持管理（清掃、破損・不具合の確認等）	随時	
ピアノ保守点検	専門業者によるピアノのメンテナンス（調律を含む）	1回／年	
消耗品の管理等	消耗品の購入・管理・補給・交換等	随時	

## 5. 清掃業務

業 務	内 容		周 期	備 考
施設内定期清掃	床面掃き掃除・掃除機がけ		3回／月	
	ガラス磨き上げ	外回りガラス部分（外側・内側）	1回／年	
事務所受付のガラス清掃	事務所受付のガラス磨き上げ		1回／週	
その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃		隨時	

※長浜市役所西浅井支所との共用部分の清掃業務については、当市において行う。

## 6. 除雪業務

業 務	内 容	周 期	備 考
施設の玄関周辺等の除雪	施設の玄関周辺等の除雪	10cm以上の降雪時 隨時	

※駐車場の除雪作業については、当市において行う。

## 7. 保安警備業務

業 務	内 容	周 期	備 考
保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防	通年	
機械警備	閉館時における機械警備による犯罪の予防	通年	

※機械警備については、当市において第三者への委託を行う。指定管理者においては、適正に設備の操作を行うこと。

## 8. 駐車場交通管理業務

業 務	内 容	周 期	備 考
駐車場の安全確保	自動車等の誘導	隨時	
迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車の防止	隨時	

※必要により、当市との協議を行うこと。

## 施設維持管理業務一覧 [西浅井運動広場運動場・テニスコート・グラウンドゴルフ場]

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、下記のとおりとする。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行う。また、施設に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに当市に報告する。

### 1. 施設全体の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
外観点検	施設全体についての破損・不具合の状況を確認	1回／月	
落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	随時	

### 2. スポーツ施設機能の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
グラウンド面の維持管理	整地・黒土等補充・掘起し・転圧・散水	随時	運動場
	除草（除草剤散布を含む）	2回／月	運動場 冬期を除く
芝生の維持管理	芝張り・散水・施肥・目土散布	随時	グラウンドゴ ルフ場
	刈込み・除草（除草剤散布を含む）	2回／月	グラウンドゴ ルフ場 冬期を除く
夜間照明設備の保守点検	電球切れ・点灯状況等の確認、電球等の交換	1回／月	運動場 テニスコート

### 3. 備品等の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
備品の維持管理	備品管理簿の管理 備品の維持管理（清掃、破損・不具合の確認等）	随時	
消耗品の管理等	消耗品の購入・管理・補給・交換等	随時	

#### 4. 植栽の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
樹木・植込みの剪定	樹木・植込みの剪定	1回／年	グラウンドゴルフ場西側、運動場・テニスコート東側（道路沿い法面）

#### 5. 清掃業務

業 務	内 容	周 期	備 考
施設内・施設周辺の清掃	ごみ拾い	1回／週	
	除草、こけの除去	随時	
トイレの清掃	床面拭き掃除 便器・洗面台清掃 鏡磨き上げ 汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補給	2回／週	

#### 6. 保安警備業務

業 務	内 容	周 期	備 考
保安警備業務	開業時・閉業時における事故・犯罪・災害の予防	通年	

#### 7. 駐車場交通管理業務

業 務	内 容	周 期	備 考
駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時	
迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車の防止	随時	

※必要により、当市との協議を行うこと。

## 施設維持管理業務一覧 [西浅井運動広場体育館]

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、下記のとおりとする。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行う。また、建築物・設備・備品等に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに当市に報告する。

### 1. 建築物の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
外観点検	内外装の仕上げ材の浮き・ひび割れ・はがれ、 かびの発生等の状況を確認 金属部分の腐食状況を確認	1回／月	
落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	随時	

### 2. 建築設備の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回／月	
消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の機能点検・総合点検	機能点検	1回／年
		総合点検	1回／年
昇降機保守点検	昇降機（エレベーター）の保守点検	1回／月	
電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時	

※自家用電気工作物保安管理については、西浅井運動広場体育館・運動場・テニスコートに共通した維持管理業務。

### 3. スポーツ施設機能の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
アリーナの床面ワックスかけ	アリーナの床面ワックスかけ	随時	
アリーナ照明設備の保守点検	電球切れ・点灯状況等の確認、電球等の交換	1回／月	

#### 4. 遊具の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
遊具の維持管理	遊具の破損・不具合の状況を確認	目視・触診・聴診	1回／月
		専門的な器具による腐食・接続不良箇所等の調査	1回／年
	遊具下地面の掘起し、土補充（クッション化）		随時
	遊具周辺の除草		随時

#### 5. 備品等の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
備品の維持管理	備品管理簿の管理 備品の維持管理（清掃、破損・不具合の確認等）		随時
消耗品の管理等	消耗品の購入・管理・補給・交換等		随時

#### 6. 植栽の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
樹木・植込みの剪定	樹木・植込みの剪定	1回／年	体育館東側（道路沿い法面）

## 7. 清掃業務

業 務	内 容	周 期	備 考
施設内定期清掃	床面掃き掃除・掃除機がけ・モップ拭き	3回／月	
	ガラス磨き上げ 外回りガラス部分（外側・内側）	1回／年	
トイレの清掃	床面拭き掃除 便器・洗面台清掃 鏡磨き上げ 汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補給	2回／週	
玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 自動ドアのガラス磨き上げ	3回／月	
施設周辺の清掃	ごみ拾い	1回／週	
	除草、こけの除去	随時	
その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時	

## 8. 除雪業務

業 務	内 容	周 期	備 考
施設の玄関周辺等の除雪	施設の玄関周辺等の除雪	10cm以上の降雪時 随時	

※駐車場の除雪作業については、当市において行う。

## 9. 保安警備業務

業 務	内 容	周 期	備 考
保安警備業務	開館時・閉館時における事故・犯罪・災害の予防	通年	

## 10. 駐車場交通管理業務

業 務	内 容	周 期	備 考
駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時	
迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車の防止	随時	

※必要により、当市との協議を行うこと。

## 施設維持管理業務一覧 [西浅井いきいきホール]

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、下記のとおりとする。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行う。また、建築物・設備・備品等に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに当市に報告する。

### 1. 建築物の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
外観点検	内外装の仕上げ材の浮き・ひび割れ・はがれ、 かびの発生等の状況を確認 金属部分の腐食状況を確認	1回／月	
落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	随時	

### 2. 建築設備の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時	

※自家用電気工作物保安管理・消防設備保守点検については、その設備を長浜市保健センター西浅井分室と共有しているため、当市において行う。

### 3. スポーツ施設機能の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
グラウンド面の維持管理	整地・土補充	随時	
屋内グラウンド照明設備の保守点検	電球切れ・点灯状況等の確認、電球等の交換	1回／月	

### 4. 備品等の維持管理

業 務	内 容	周 期	備 考
備品の維持管理	備品管理簿の管理 備品の維持管理(清掃、破損・不具合の確認等)	随時	
消耗品の管理等	消耗品の購入・管理・補給・交換等	随時	

## 5. 清掃業務

業 務	内 容	周 期	備 考
施設内・施設周辺の清掃	ごみ拾い	3回／月	
	除草、こけの除去	随時	敷地北側を含む
トイレの清掃	床面拭き掃除 便器・洗面台清掃 鏡磨き上げ 汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補給	2回／週	
玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 ドアのガラス磨き上げ	3回／月	
その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時	

## 6. 除雪業務

業 務	内 容	周 期	備 考
施設の玄関周辺等の除雪	施設の玄関周辺等の除雪	10cm以上の降雪時 随時	

※駐車場の除雪作業については、当市において行う。

## 7. 保安警備業務

業 務	内 容	周 期	備 考
保安警備業務	開館時・閉館時における事故・犯罪・災害の予防	通年	

## 8. 駐車場交通管理業務

業 務	内 容	周 期	備 考
駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時	
迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車の防止	随時	

※必要により、当市との協議を行うこと。

## 西浅井まちづくりセンター等 危機管理マニュアル

1	西浅井まちづくりセンター 大ホール
2	西浅井運動広場運動場 テニスコート グラウンドゴルフ場
3	西浅井運動広場体育館
4	西浅井いきいきホール

西浅井地区地域づくり協議会

## 危機一覧

番号	課名	担当者	想定される危機	想定される影響・支障	危機レベル	関係課	関係機関
1	西浅井まちづくりセンター等		展示資料・収蔵資料の被損・盗難・強盗	来館者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊、展示資料・収蔵資料の破壊、盜、窃	2	西浅井支所 長浜市民活動課	滋賀県公安委員会 木之本警察署 永原駐在所
2	西浅井まちづくりセンター等		大規模な地震	来館者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊、展示資料・収蔵資料の破壊、寄託依頼者の損害	2	西浅井支所 長浜市民活動課	周辺民間施設 長浜消防署 伊香分署
3	西浅井まちづくりセンター等	火災	大規模な地震	来館者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊、展示資料・収蔵資料の破壊、寄託依頼者の損害	2	西浅井支所 長浜市民活動課	周辺民間施設 長浜消防署 伊香分署
4	西浅井運動広場運動場 テニスコート グラウンドゴルフ場		大規模な地震	来場者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊	2	西浅井支所 長浜市スポーツ振興課	
5	西浅井運動広場 体育館		大規模な地震	来館者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊	2	西浅井支所 長浜市スポーツ振興課	
6	西浅井運動広場 体育館	火災		来館者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊	2	西浅井支所 長浜市スポーツ振興課	
7	西浅井いきいきホール		大規模な地震	来場者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊	2	西浅井支所 長浜市スポーツ振興課	
8	西浅井いきいきホール	火災		来場者・職員の傷害（生死を含む）、施設の破壊	2	西浅井支所 長浜市スポーツ振興課	
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## 事項別危機管理マニュアル

担当部課名	西浅井まちづくりセンター等	整理番号	1	作成日	令和3年4月1日
		危機レベル	2	作成者	土井 健守
想定される危機	展示資料・収蔵資料の破損・盗難・強盗				
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊、展示資料・収蔵資料の破壊、盗難、寄託依頼者の損害				
対処	<p>◎盗難の場合</p> <p>発見者は状況を指定管理者に通報、指定管理者は支所に連絡 指定管理者と支所は盗難の状況を確認 → 警察に通報、市民活躍課に報告 警察による現場検証の立会、被害届の提出 所蔵者への連絡、指定物件であれば関係機関への連絡</p>				
いつ だれが なにを どうする	<p>◎破損の場合(故意による)</p> <p>発見者は状況を指定管理者に通報、指定管理者は支所に連絡 指定管理者と支所は破損の状況を確認 → 警察に通報、市民活躍課に報告 警察による現場検証の立会、被害届の提出 所蔵者への連絡、指定物件であれば関係機関への連絡 資料の破損状況に応じて修理業者への連絡</p> <p>◎強盗の場合</p> <p>職員は来館者の身の安全を図る(安全な場所へ避難誘導) → 指定管理者と警察に通報 指定管理者と支所は状況を確認 → 市民活躍課に報告 怪我人の有無を確認 → 負傷の程度にあわせて職員が対応 警察による現場検証の立会、被害届の提出</p>				
予防策	<p>◎日常の管理体制をチェックするとともに訓練を行い、具体的な防御システム作りをしておく。</p> <p>◎窓口、事務室、展示室等を無人にしない。</p>				
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者
	電話	木之本警察署		82-3021	職員
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員
	電話	長浜市市民活躍課	施設活用G	65-8711	職員
	電話	西浅井支所		89-1122	職員

## 事項別危機管理マニュアル

		整理番号	2	作成日	令和3年4月1日
担当部課名	西浅井まちづくりセンター等	危機レベル	2	作成者	土井 健守
想定される危機	大規模な地震				
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊、展示資料・収蔵資料の破壊、寄託依頼者の損害				
対処 いつ だれが なにを どうする	<p>◎職員は来館者の身の安全を図る(安全な場所へ避難誘導)</p> <p>◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 指定管理者は負傷(疾病)者の確認を行い、その重度・軽度を判断する。 指定管理者と支所は状況を確認し、生涯学習課に報告 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。</p> <p>◎施設破損の場合 指定管理者と支所は状況を確認し、市民活躍課に報告 周辺に応援要請 現場の立会、被害届の提出 所蔵者への連絡、指定物件であれば関係機関への連絡 資料の破損状況に応じて修理業者への連絡</p>				準備物 救急箱
予防策	<p>◎危険箇所の有無を事前に把握し、危険度を低くする処置をしておく。</p> <p>◎事前に訓練を行い、事態に備える。</p>				準備物
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者
	電話	木之本警察署		82-3021	職員
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員
	電話	長浜市市民活躍課	施設活用G	65-8711	職員
	電話	西浅井支所		89-1122	職員

## 事項別危機管理マニュアル

		整理番号	3	作成日	令和3年4月1日				
担当部課名	西浅井まちづくりセンター等	危機レベル	2	作成者	土井 健守				
想定される危機	火災								
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊、展示資料・収蔵資料の破壊、寄託依頼者の損害								
対処	<p>火災発生！</p> <table border="1"> <tr> <td>◎自動火災報知器による場合</td> <td>◎火災現場発見による場合</td> </tr> <tr> <td>職員は来館者の避難・誘導を行う 火災現場を確認 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡</td> <td>職員は来館者の避難・誘導を行う 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡</td> </tr> </table>					◎自動火災報知器による場合	◎火災現場発見による場合	職員は来館者の避難・誘導を行う 火災現場を確認 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡	職員は来館者の避難・誘導を行う 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡
◎自動火災報知器による場合	◎火災現場発見による場合								
職員は来館者の避難・誘導を行う 火災現場を確認 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡	職員は来館者の避難・誘導を行う 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡								
いつ だれが なにを どうする	<p>119番通報 初期消火 指定管理者と支所は状況を確認し、市民活躍課へ報告</p> <p>◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 指定管理者は負傷(疾病)者の確認を行い、その重度・軽度を判断する。 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。</p> <p>◎施設破損の場合 現場の立会、被害届の提出 所蔵者への連絡、指定物件であれば関係機関への連絡 資料の破損状況に応じて修理業者への連絡</p>								
予防策	<p>◎館内・館外のパトロールを頻繁に行う。 ◎万一に備え、消火訓練と火災避難訓練を行う。</p>								
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者				
	電話	木之本警察署		82-3021	職員				
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員				
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員				
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員				
	電話	長浜市市民活躍課	施設活用G	65-8711	職員				
	電話	西浅井支所		89-1122	職員				

## 事項別危機管理マニュアル

		整理番号	4	作成日	令和3年4月1日
担当部課名	西浅井運動広場運動場 テニスコート グラウンドゴルフ場	危機レベル	2	作成者	土井 健守
想定される危機	大規模な地震				
影響・支障内容	来場者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊				
対処 いつ だれが なにを どうする	<p>◎職員は来場者の身の安全を図る(安全な場所へ避難誘導)</p> <p>◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 指定管理者は負傷(疾病)者の確認を行い、その重度・軽度を判断する。 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課に報告 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。</p> <p>◎施設破損の場合 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課に報告 周辺に応援要請 現場の立会、被害届の提出 所蔵者への連絡、指定物件であれば関係機関への連絡 資料の破損状況に応じて修理業者への連絡</p>				準備物 救急箱
予防策	<p>◎危険箇所の有無を事前に把握し、危険度を低くする処置をしておく。</p> <p>◎事前に訓練を行い、事態に備える。</p>				準備物
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者
	電話	木之本警察署	施設活用G	82-3021	職員
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員
	電話	長浜市スポーツ振興課		65-8787	職員
	電話	西浅井支所		89-1122	職員

## 事項別危機管理マニュアル

		整理番号	5	作成日	令和3年4月1日
担当部課名	西浅井運動広場体育館	危機レベル	2	作成者	土井 健守
想定される危機	大規模な地震				
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊				
対処 いつ だれが なにを どうする	<p>◎職員は来館者の身の安全を図る(安全な場所へ避難誘導)</p> <p>◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 指定管理者は負傷(疾病)者の確認を行い、その重度・軽度を判断する。 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課に報告 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。</p> <p>◎施設破損の場合 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課に報告 周辺に応援要請 現場の立会、被害届の提出 所蔵者への連絡、指定物件であれば関係機関への連絡 資料の破損状況に応じて修理業者への連絡</p>				準備物 救急箱
予防策	<p>◎危険箇所の有無を事前に把握し、危険度を低くする処置をしておく。</p> <p>◎事前に訓練を行い、事態に備える。</p>				準備物
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者
	電話	木之本警察署		82-3021	職員
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員
	電話	長浜市スポーツ振興課	施設活用G	65-8787	職員
	電話	西浅井支所		89-1122	職員

## 事項別危機管理マニュアル

		整理番号	6	作成日	令和3年4月1日			
担当部課名	西浅井運動広場体育館	危機レベル	2	作成者	土井 健守			
想定される危機	火災							
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊							
対処	火災発生！				準備物 救急箱			
	◎自動火災報知器による場合		◎火災現場発見による場合					
いつ だれが なにを どうする	職員は来館者の避難・誘導を行う 火災現場を確認 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡		職員は来館者の避難・誘導を行う 指定管理者に通報 指定管理者は支所に連絡		準備物 救急箱			
	119番通報 初期消火 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課へ報告							
	◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 指定管理者は負傷(疾病)者の確認を行い、その重度・軽度を判断する。 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。							
	◎施設破損の場合 現場の立会、被害届の提出 破損状況に応じて修理業者への連絡							
	◎館内・館外のパトロールを頻繁に行う。 ◎万一に備え、消火訓練と火災避難訓練を行う。							
予防策					準備物			
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者			
	電話	木之本警察署		82-3021	職員			
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員			
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員			
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員			
	電話	長浜市スポーツ振興課	施設活用G	65-8787	職員			
	電話	西浅井支所		89-1122	職員			

## 事項別危機管理マニュアル

整理番号	7	作成日	令和3年4月1日		
担当部課名	西浅井いきいきホール	危機レベル	2 作成者 土井 健守		
想定される危機	大規模な地震				
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊				
対処 いつ だれが なにを どうする	<p>◎来館者は身の安全を図る(安全な場所へ避難)</p> <p>◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 発見者は負傷(疾病)者の確認を行い、指定管理者に連絡する。 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課に報告、現場に向かう。 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。</p> <p>◎施設破損の場合 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課に報告 周辺に応援要請 現場の立会、被害届の提出 破損状況に応じて修理業者への連絡</p>				
予防策	<p>◎危険箇所の有無を事前に把握し、危険度を低くする処置をしておく。</p> <p>◎事前に訓練を行い、事態に備える。</p> <p>◎災害発生時の対処法、連絡先を掲示しておく。</p>				
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者
	電話	木之本警察署		82-3021	職員
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員
	電話	長浜市スポーツ振興課	施設活用G	65-8787	職員
	電話	西浅井支所		89-1122	職員

## 事項別危機管理マニュアル

		整理番号	8	作成日	令和3年4月1日				
担当部課名	西浅井いきいきホール	危機レベル	2	作成者	土井 健守				
想定される危機	火災								
影響・支障内容	来館者・職員の傷害(生死を含む)、施設の破壊								
対処	<p>火災発生！</p> <table border="1"> <tr> <td>◎自動火災報知器による場合</td> <td>◎火災現場発見による場合</td> </tr> <tr> <td>来館者は避難し、指定管理者に連絡。 指定管理者は支所に連絡。 指定管理者と支所は状況を確認し、現場に向かう。 スポーツ振興課に報告。</td><td>職員は来館者の避難・誘導を行う。 指定管理者は支所に連絡。 指定管理者と支所は状況を確認し、現場に向かう。 スポーツ振興課に報告。</td></tr> </table>					◎自動火災報知器による場合	◎火災現場発見による場合	来館者は避難し、指定管理者に連絡。 指定管理者は支所に連絡。 指定管理者と支所は状況を確認し、現場に向かう。 スポーツ振興課に報告。	職員は来館者の避難・誘導を行う。 指定管理者は支所に連絡。 指定管理者と支所は状況を確認し、現場に向かう。 スポーツ振興課に報告。
◎自動火災報知器による場合	◎火災現場発見による場合								
来館者は避難し、指定管理者に連絡。 指定管理者は支所に連絡。 指定管理者と支所は状況を確認し、現場に向かう。 スポーツ振興課に報告。	職員は来館者の避難・誘導を行う。 指定管理者は支所に連絡。 指定管理者と支所は状況を確認し、現場に向かう。 スポーツ振興課に報告。								
いつ だれが なにを どうする	<p>119番通報 初期消火 指定管理者と支所は状況を確認し、スポーツ振興課へ報告</p> <p>◎施設内に負傷(疾病)者がある場合 指定管理者は負傷(疾病)者の確認を行い、その重度・軽度を判断する。 ①重度の負傷の場合は、救急車を呼び、病院に搬送する。 ②軽度の負傷の場合は、止血等の応急処置を行い事務室等で休んでもらう。</p> <p>◎施設破損の場合 現場の立会、被害届の提出 破損状況に応じて修理業者への連絡</p>								
予防策	<p>◎館内・館外のパトロールを頻繁に行う。 ◎万一に備え、消火訓練と火災避難訓練を行う。 ◎災害発生時の対処法、連絡先を掲示しておく。</p>								
連絡先	連絡方法	連絡先	担当者	電話番号	連絡者				
	電話	木之本警察署		82-3021	職員				
	電話	長浜消防署伊香分署		82-2361	職員				
	電話	長浜市立湖北病院		82-3315	職員				
	電話	長浜市立長浜病院		63-2111	職員				
	電話	長浜市スポーツ振興課	施設活用G	65-8787	職員				
	電話	西浅井支所		89-1122	職員				

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
指定管理料	21, 841	21, 841	21, 841	21, 841	21, 841	109, 205
利用料収入	1, 200	1, 300	1, 400	1, 500	1, 600	7, 000
その他の収入	90	110	130	140	150	620
小計（指定管理業務）	23, 131	23, 251	23, 371	23, 481	23, 591	116, 825
自主事業収入	1, 200	1, 250	1, 300	1, 350	1, 400	6, 500
合計	24, 331	24, 501	24, 671	24, 831	24, 991	123, 325

2 支出

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
人件費	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000	55, 000
維持管理費	11, 041	11, 141	11, 241	11, 341	11, 441	56, 205
修繕費	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	5, 000
その他の支出	90	110	130	140	150	620
小計（指定管理業務）	23, 131	23, 251	23, 371	23, 481	23, 591	116, 825
自主事業費	1, 200	1, 250	1, 300	1, 350	1, 400	6, 500
合計	24, 331	24, 501	24, 671	24, 831	24, 991	123, 325

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,841	
利用料金収入	1,200	
その他	90	コピー機収入等
	...	
	計	90
小計（指定管理業務）	23,131	
自主事業収入	1,200	事業参加費、その他売上
合計	24,331	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,000	体育施設受付人件費を含む
維持管理費	500	事務用消耗品、施設管理用消耗品
	100	車両燃料代、草刈り機等燃料代
	5,600	いきいきホールを除く全施設
	21	切手代、郵便料金等
	20	振込手数料等
	550	公民館総合保険、体育館賠償責任保険
	2,400	施設設備保守、管理点検委託料等
	450	コピー機リース料、車両リース料等
	200	施設内備品購入代
修繕費	1,000	全施設修繕費（運動場整備含む）
その他	90	コピー機印刷代等
	...	
	計	90
小計（指定管理業務）	23,131	
自主事業費	1,200	事業報償費等
合計	24,331	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入

(単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,841	
利用料金収入	1,300	
その他	110	コピー機収入等
・・・		
計	110	
小計（指定管理業務）	23,251	
自主事業収入	1,250	事業参加費、その他売上
合計	24,501	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,000	体育施設受付人件費を含む
維持管理費	消耗品費	事務用消耗品、施設管理用消耗品
	燃料費	車両燃料代、草刈り機等燃料代
	光熱水費	いきいきホールを除く全施設
	通信運搬費	切手代、郵便料金等
	手数料	振込手数料等
	保険料	公民館総合保険、体育館賠償責任保険
	委託料	施設設備保守、管理点検委託料等
	使用料・賃借料	コピー機リース料、車両リース料等
	備品購入費	施設内備品購入代
	負担金	
公課金	1,200	消費税、法人税、市県民税均等割等
計	11,141	
修繕費	1,000	全施設修繕費（運動場整備含む）
その他	その他	コピー機印刷代等
	・・・	
	計	110
小計（指定管理業務）	23,251	
自主事業費	1,250	事業報償費等
合計	24,501	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,841	
利用料金収入	1,400	
その他	その他	130 コピー機収入等
	...	
	計	130
小計（指定管理業務）	23,371	
自主事業収入	1,300	事業参加費、その他売上
合計	24,671	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,000	体育施設受付人件費を含む
維持管理費	消耗品費	事務用消耗品、施設管理用消耗品
	燃料費	車両燃料代、草刈り機等燃料代
	光熱水費	いきいきホールを除く全施設
	通信運搬費	切手代、郵便料金等
	手数料	振込手数料等
	保険料	公民館総合保険、体育館賠償責任保険
	委託料	施設設備保守、管理点検委託料等
	使用料・賃借料	コピー機リース料、車両リース料等
	備品購入費	施設内備品購入代
	負担金	
修繕費	公課金	消費税、法人税、市県民税均等割等
	計	11,241
	1,000	全施設修繕費（運動場整備含む）
その他	その他	130 コピー機印刷代等
	...	
	計	130
小計（指定管理業務）	23,371	
自主事業費	1,300	事業報償費等
合計	24,671	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入

(単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,841	
利用料金収入	1,500	
その他	140	コピー機収入等
	...	
	計	140
小計（指定管理業務）	23,481	
自主事業収入	1,350	事業参加費、その他売上
合計	24,831	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,000	体育施設受付人件費を含む
維持管理費	500	事務用消耗品、施設管理用消耗品
	100	車両燃料代、草刈り機等燃料代
	5,900	いきいきホールを除く全施設
	21	切手代、郵便料金等
	20	振込手数料等
	550	公民館総合保険、体育館賠償責任保険
	2,400	施設設備保守、管理点検委託料等
	450	コピー機リース料、車両リース料等
	200	施設内備品購入代
負担金		
公課金	1,200	消費税、法人税、市県民税均等割等
計	11,341	
修繕費	1,000	全施設修繕費（運動場整備含む）
その他	140	コピー機印刷代等
	...	
	計	140
小計（指定管理業務）	23,481	
自主事業費	1,350	事業報償費等
合計	24,831	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	21,841	
利用料金収入	1,600	
その他	150	コピー機収入等
	...	
	計	150
小計（指定管理業務）	23,591	
自主事業収入	1400	事業参加費、その他売上
合計	24,991	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	11,000	体育施設受付人件費を含む
維持管理費	消耗品費	事務用消耗品、施設管理用消耗品
	燃料費	車両燃料代、草刈り機等燃料代
	光熱水費	いきいきホールを除く全施設
	通信運搬費	切手代、郵便料金等
	手数料	振込手数料等
	保険料	公民館総合保険、体育館賠償責任保険
	委託料	施設設備保守、管理点検委託料等
	使用料・賃借料	コピー機リース料、車両リース料等
	備品購入費	施設内備品購入代
	負担金	
公課金	1,200	消費税、法人税、市県民税均等割等
計	11,441	
修繕費	1,000	全施設修繕費（運動場整備含む）
その他	150	コピー機印刷代等
	...	
	計	150
小計（指定管理業務）	23,591	
自主事業費	1400	事業報償費等
合計	24,991	

注 事業年度ごとに記入してください。